

保育の必要性の認定基準と利用調整の基準について

案件 1（仮称）逗子市教育・保育の必要性（支給認定）に関する基準骨子案

◇制定の背景・目的

平成 27 年 4 月より施行予定の「子ども・子育て支援新制度」では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所選考とは独立した手続きとして「教育が必要なこと」、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

教育・保育の必要性の認定にあたっては、子ども 1 人 1 人につき基準に基づき、「保育の必要性があるかどうか、保育は 1 日につき保育標準時間（11 時間）か短時間（8 時間）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、教育が必要な場合は直接施設に、保育の必要がある場合は市（認定こども園、小規模保育施設等は施設に直接）に利用を申し込むこととなります。

なお、児童福祉法の一部改正に伴い、本基準案が施行されましたら、「逗子市保育の実施に関する条例」は、廃止するものといたします。

◇認定の区分

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満 3 歳以上	なし	1 号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2 号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
		2 号認定（保育短時間）	
満 3 歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3 号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所・地域型保育事業
		3 号認定（保育短時間）	

※ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1 号認定を受けて幼稚園等を利用することはできません。

◇保育認定の基準について

現 行：児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により、本市の条例で保育の実施基準を規定

新制度：保育の必要性の認定にあたり、国が以下の 3 点について認定基準を策定

- ① 「保育の必要性の事由」：保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由
- ② 「保育の必要量の区分」：保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待等のおそれのあるケースの子ども等

◇基準案

項目	国基準	本市基準案
保育の必要性の 事由	1 保育が必要な事由 以下のいずれかの事由に該当すること。	
	(1) 一月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。	(1) 一月において、64時間以上労働することを常態とすること。
	(2) 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 (3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。 (4) 同居の親族（長期間入院等している親族を含む。）を常時介護又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	(2)～(6) 国基準のとおりとします。
	(7) 次のいずれかに該当すること。 イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ロ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 6 第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4 条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	(7) 就学していること。

	<p>(8) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること (イに該当する場合を除く。)</p>	<p>(8) 虐待又は配偶者等からの DV (家庭内暴力) のおそれがあること。</p>
	<p>(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業 (以下この号において「特定教育・保育施設等」という。) を利用しており当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p>	<p>(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。</p>
	<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</p>	<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。</p>
<p>保育の必要量の区分</p>	<p>1 保育標準時間：1 日 11 時間まで保育利用可能 (就労時間の下限は、1 週あたり 30 時間程度)</p> <p>2 保育短時間：1 日 8 時間まで保育利用可能 (就労時間の下限は、1 カ月あたり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。)</p>	<p>○保育標準時間：1 日 11 時間まで保育利用可能 (就労時間の下限は、1 週あたり 30 時間程度)</p> <p>○保育短時間：1 日 8 時間まで保育利用可能 (就労時間の下限は、1 カ月あたり 64 時間とする。)</p>